

札障第 4619 号
令和 7 年（2025 年）3 月 14 日

指定障害福祉サービス事業者
指定相談支援事業者
指定障害児通所支援事業者等
移動支援事業登録事業者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者等並びに移動支援事業登録事業者の更新に係る申請手続きのお知らせ

日頃より、本市障がい福祉行政に御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、貴事業者におかれましては、標記障害福祉サービス等の指定又は登録の有効期間の満了が近付いており、引き続きサービスの提供を行う場合は、指定更新の手続きが必要です。

つきましては、下記をご確認の上、必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、指定更新の手続きは令和 7 年 3 月 12 日付け札障第 4582 号にてお知らせしましたとおり、スマート申請の導入及び提出書類の一部省略など取扱いに変更がありますので、ご留意ください。

記

1 更新対象事業所及び指定有効期限

更新申請対象事業所一覧（別紙）により、貴事業者の対象事業所とともに、指定有効期限を個別にご確認ください。

※事業所一覧は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までに指定有効期限が到来する事業所を掲載しております。

2 申請方法

詳細は札幌市ホームページの「更新申請」のページをご確認ください。

（札幌市トップページ → 健康・福祉・子育て → 福祉・介護 → 障がい福祉 → 事業者のみなさまへ → 事業者指定 → 更新申請）

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/7_shiteikoushin.html

(1) 届出方法

申請はスマート申請で受け付け、紙の書類での受理は廃止します。

スマート申請でアップロードできるデータのファイル形式は PDF です。写真等の画像のみ JPEG での提出を認めますが、数量及び容量が過大にならないようご注意ください。

(2) 提出書類の省略について

雇用証明書及び実務経験証明書などの挙証書類の提出を不要とするほか、経歴書及び勤務体制・形態一覧表など届出の要件を確認するための書類については、過去の届出内容から変更がない場合、提出を省略することとします。詳しくはサービ

ス種別ごとの提出書類チェック表をご確認ください。

(3) 提出書類

必要な様式は、上記「更新申請」のページからダウンロードしてください。

書類の提出を省略する場合は、申告書の提出が必要です。

また、拳証書類の省略に伴い、経歴書の様式を変更しますので留意願います。

(4) 申請期限

指定有効期限日の30日前まで

例) 指定有効期限が令和7年7月10日の場合、令和7年6月10日

3 留意事項

- ・提出書類に不備がある場合、申請は受理できません。事前に必ずご確認ください。
- ・提出期限を厳守してください。期限までに申請を受理できない場合、更新できないことがあります。
- ・更新を希望しない場合、廃止届をご提出ください。
- ・お問い合わせについては、スマート申請の質問票をお送りください。お電話での問い合わせには応じられません。

(札幌市トップページ → 健康・福祉・子育て → 福祉・介護 → 障がい福祉 → 事業者のみなさまへ → 事業者指定 → 質問票、新規面談予約票)

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/index.html>

〔 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当係
E-mail : jigyouasyasitei@city.sapporo.jp 〕